

2007年12月18日

郵政民営化委員会事務局

「意見募集（保険）」係 御中

全国生命保険労働組合連合会  
中央執行委員長 高井 豊

### 「かんぽ生命保険の法人向け商品の受託販売及び入院特約の見直し」の認可申請に対する意見

生保労連では、予てより「簡保事業は設立当初の目的を果たしており縮小・廃止すべきであり、次善の策として簡保事業を廃止せず事業存続をおこなう場合（民営化の場合）には、民間生保と競争条件を完全に同一とした完全民営化をはかる必要がある」と主張してまいりました。

こうしたことから、新規業務等の認可については、「他の金融機関との間の競争関係に影響を及ぼす事情」等を十分に踏まえる必要があり、少なくとも政府による株式保有が解消される等、国の関与が完全に断ち切られない限り、認めるべきではないと考えております。

今般、株式会社かんぽ生命保険（以下、かんぽ生命）から、法人向け商品の受託販売及び入院特約の見直しを内容とする新規業務に関する認可申請が、内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣に対して提出されておりますが、上述のスタンスに基づき、「公正・公平な競争条件の確保」および「生命保険事業の健全な発展」の観点から、生命保険産業に働く者の立場より、下記の通り意見を申し述べさせていただきます。

なお、郵政民営化にあたっては、「経営の自由度の拡大」が「民業圧迫」を招くことなく推進されることが重要とされておりますが、その点、貴委員会は極めて重要な役割を担っているものと認識しており、かかる観点から、慎重に審議されることを切に要望いたします。

記

#### 1. 「かんぽ生命の入院特約の見直しに関する認可申請」について

##### ＜意見＞

- ・かんぽ生命の入院特約の見直しについては、平成19年10月以降の移行期間において、少なくとも政府による株式保有の解消等を通じた完全な民営化がはかられない限り、「公正・公平な競争条件の確保」の観点から、認可すべきではないと考えます。
- ・また、「生命保険事業の健全な発展」の観点から、かんぽ生命の入院特約の見直しは、十分かつ適切な募集・管理態勢の整備等がはかられたことを確認したうえで、認可すべきと考えます。

### **<理由>**

- ・かんぽ生命の入院特約の見直しの認可にあたっては、郵政民営化法に規定されている通り「他の金融機関との間の競争関係に影響を及ぼす事情」等を十分に踏まえられることを要望します。
- ・この点、政府による株式保有等が残る間は、公正・公平な競争条件は保たれておらず、民間生保と競争条件を完全に同一とした完全民営化がはかられない限り、かんぽ生命の入院特約の見直し等の新規業務を安易に認めるべきではありません。
- ・また、株式上場に向け市場の高い評価を得ていくことが入院特約の見直しの目的とされていますが、お客さまや社会からの信頼や評価を確保するためには適正な保険の募集・管理態勢等の確立が最優先と考えます。かかる観点からも、現段階において、既存の入院特約の見直しを認めるることは拙速であり適切ではありません。

## **2. 「かんぽ生命の法人向け商品の受託販売に関する認可申請」について**

### **<意見>**

- ・かんぽ生命の民間商品の受託販売については、平成19年10月以降の移行期間において、少なくとも政府による株式保有の解消等を通じた完全な民営化がはかられない限り、認可すべきではないと考えます。

### **<理由>**

- ・現在、かんぽ生命の取扱う保険商品は、民業圧迫を回避する観点から、旧公社の簡易保険と同様の範囲に限定されております。
- ・かんぽ生命保険が、民間生保から法人向け商品を受託して販売することは、商品範囲や保険金額の限度額等の制限が実質的に撤廃されることと同義と考えられ、民営化にあたり「イコールフッティングの確保」に配慮するとの本来の趣旨に反するものと考えます。

以上